

## 兵庫県尼崎市 長崎屋尼崎店



### 1. 火災の特色

耐火構造5階建のスーパー「長崎屋尼崎店」の4階寝具・インテリア売場から出火し、4階売場の約814㎡を焼損したものである。出火後4時間余りにわたって燃え続け、階段を伝って5階の店員食堂に煙が充満し、客の少年ら3名と店員等12名の合計15名が焼死したものである。本火災は適マーク交付対象物からの出火であり、スプリンクラー設備及び適マーク基準の見直しの契機になった。

### 2. 出火日時等

(1) 出火日時

平成2年3月18日(日)12時30分頃

(2) 覚知時間（覚知方法）

平成2年3月18日(日)12時37分（119番通報）

(3) 鎮火時間

平成2年3月18日(日)17時06分

### 3. 火元の概要

(1) 所在地

兵庫県尼崎市神田中通4丁目166番地

(2) 火元建物等の名称

㈱長崎屋尼崎店

(3) 火元建物の構造等

① 建築年月日

昭和45年 4 月 6 日

② 増改築の状況

なし

③ 建物用途

物品販売店舗（4 項）

④ 構造

鉄筋コンクリート造 5 階建（耐火構造）

⑤ 面積

建築面積：814.64㎡

延べ面積：5,151.20㎡

⑥ 収容人員等

996名

⑦ 出火時の在館者等

従業員 60名 客 130名

⑧ 建築物階層別用途及び面積

階	面積	用途
R 2	47.925㎡	
R 1	109.995㎡	
5	801.090㎡	事務室、食堂、倉庫、ゲームコーナー等
4	814.635㎡	寝具、インテリア、婦人用肌着等
3	814.635㎡	紳士服、紳士用肌着、カッターシャツ等
2	814.635㎡	婦人服、和服、子供服、手芸等
1	799.305㎡	日用雑貨、化粧品、時計等
B 1	949.025㎡	家電製品、靴等
計	5,151.245㎡	

(4) 消防用設備等の設置状況

① 消火設備

消火器

屋内消火栓設備

② 警報設備

自動火災報知設備

放送設備

③ 避難設備

誘導灯、避難はしご、救助袋

- ④ 消火活動上必要な施設  
連結散水設備（地下1階）
- ⑤ その他  
自家発電設備（屋内消火栓用非常電源）
- (5) 防火管理の状況
  - ① 防火管理者  
昭和54年3月16日選任
  - ② 消防計画  
平成2年2月16日（変更提出済み）
  - ③ 避難訓練の実施状況  
昭和61年11月23日、昭和62年4月19日、昭和62年12月6日、昭和63年4月17日、平成元年1月22日、平成元年11月12日に避難訓練を含む総合訓練を実施している。

#### 4. 気象状況

- (1) 天候  
晴れ
- (2) 風位、風速  
風位：西南西、風速：9.0m/s
- (3) 気温、湿度  
気温：11.9℃、湿度：50.0%
- (4) 気象注意報等  
強風波浪乾燥注意報発令中

#### 5. 出火原因

- (1) 発火源  
不明
- (2) 経過  
不明
- (3) 着火物  
不明

#### 6. 損害状況

- (1) 人的被害状況
  - ① 死者  
15名（従業員：男2名、女10名、客：子供男3名）
  - ② 負傷者  
6名（従業員：男1名、女3名、客：男2名、飛び降りにより重傷）
- (2) 物的損害状況
  - ① 火元建物

ア 焼損程度 4階（寝具、インテリア売場）焼損  
イ 焼損面積 814㎡  
ウ 損害額 174,047千円

② 類焼建物

なし

## 7. 火災の経過（火災の様態）

(1) 出火場所の状況

出火は4階インテリア売場付近のカーテンと見られるが、ここにはカーテン、布団、ナイトウェア等の寝具他、繊維製品が多量に陳列してあった。

(2) 出火に至るまでの状況

出火当時4階には8名の店員がいた。客は14～15名程度で主として北側にいた。寝具売場付近には店員1名が客の接客をしていた。

(3) 火災発見の経緯

4階寝具売場にいたA（女性）は、自動火災報知設備のベルが2度鳴ったのを聞いた。エスカレーター近くにあった店内電話で「4階に火災表示が出ているので確認してくれ」と連絡があり、見本用のカーテンが幅1m程度燃えており、炎が天井まであがっているのを確認した。

(4) 消防機関への通報状況

5階事務室にいたパート店員Bは自動火災報知設備の受信盤で4階の火災表示を確認し、4階に電話し、さらに煙を確認して119番通報した。

(5) 初期消火の状況

最初に火災を発見したAは消火器で消火を試みたが火勢が強かったために断念している。さらに駆け付けた店員2名が屋内消火栓設備のホースを延ばしたが停電と濃煙で近付けずに断念し避難した。

(6) 火災拡大の状況

店内の商品に次々と延焼拡大し、消防隊到着時はすでに4階全般に延焼していた。防火扉の閉鎖がなされなかったことと一部の防火扉等に閉鎖障害があったことなどから煙は容易に上階へ拡散した。

(7) 避難の状況

出火階である4階、その下の3階の客は店員の誘導で無事避難している。店員食堂等がある5階には22名いたが、階段を利用して助かった者1名、事務室にいた女3名と男1名は、消防隊に救助された。またゲームセンターにいた子供2名は窓から飛び降り重傷を負ったが助かっており、残る15名が煙にまかれ犠牲になった。

(8) 自衛消防隊の活動状況

組織的活動は行っていない。店内にいた店員は、それぞれの判断で客の避難誘導を行っている。

(9) 死者の状況

5階の店員食堂、ゲームセンター等にいた22名は、南北両階段が煙で充満したために避難できなくなり、室内で救助を待っていたが煙の進入が激しくなり15名がこの煙を吸って一酸化炭素中毒で死亡したものである。

## 8. 消防機関の活動状況

### (1) 出動隊等

#### ① 出動車両

常備 57台、非常備 30台

出動人員

常備 120名、非常備 180名

### (2) 消防機関の消火、救助活動の状況

#### ① 消火活動

北側に2台のはしご車、東側駐車場に2台のはしご車で開口部から注水し消火にあたる。また、はしごを屋上に架梯して屋上から進入し、南側の屋内消火栓設備を利用し5、4階の消火にあたった。地上からの進入隊は、屋内階段を利用し4階へ進入し、消火活動を行った。

#### ② 救助活動

救助隊は東隣のビルの屋上から5階の窓枠にはしごを架け、内部進入し5階で逃げ遅れた男1名、女3名を救出した。

## 9. 判決主旨

本火災については平成5年9月13日に神戸地裁尼崎支部で判決公判が行われ、当時の店長と総務マネージャーにいずれも禁固2年6ヶ月、執行猶予3年の有罪判決が下った。判決の主旨は以下のとおりである。

### (1) 両被告と経営者の責任

#### (ア) 店長A

○店長として防火面の注意義務があった。

#### (イ) 総務マネージャーB

○防火管理者として適切な避難誘導訓練を怠り、防火戸前に物が置かれていたのに注意不十分かつ不適切であった。

#### (ウ) 経営者

○防火面より収益を大事にする営業姿勢に問題がある。

### (2) 防火戸の管理

防火戸の前に商品やゴミ袋が置かれ、火災時に正常に作動しない状態にあるのに放置した。

### (3) 避難訓練の欠如

適切な避難訓練が行われていなかった。火災時に適切な誘導をしていれば、5階にいた客らは無事避難できた。

### (4) 放火とされる原因と防火管理

多数の死傷者を出した原因は、防火管理上の注意義務を果たさなかったことによる。放火による蓋然性は必ずしも否定できない。

10. 資料

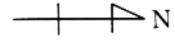


図-1：4階売場配置図

Z

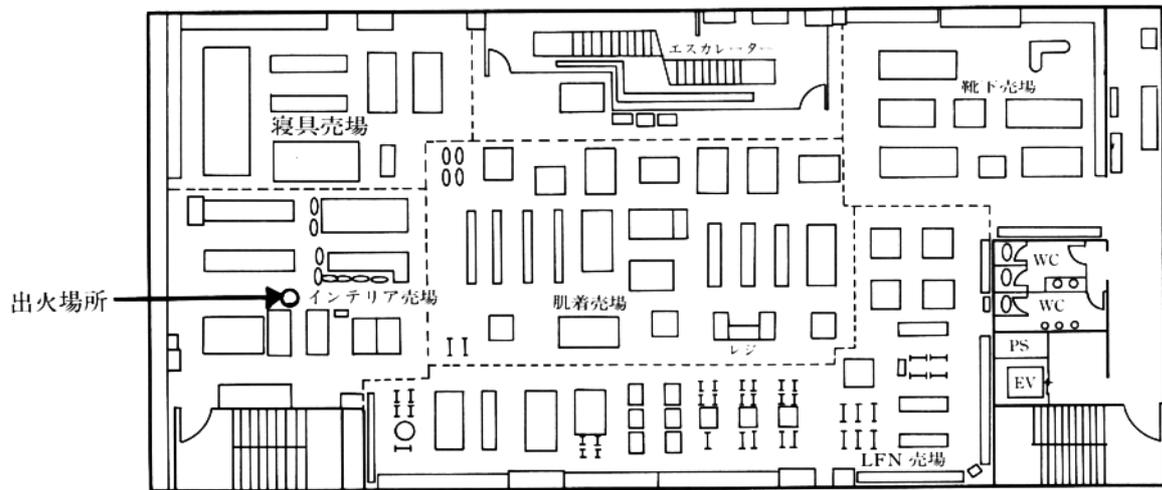


図-2：5階平面図

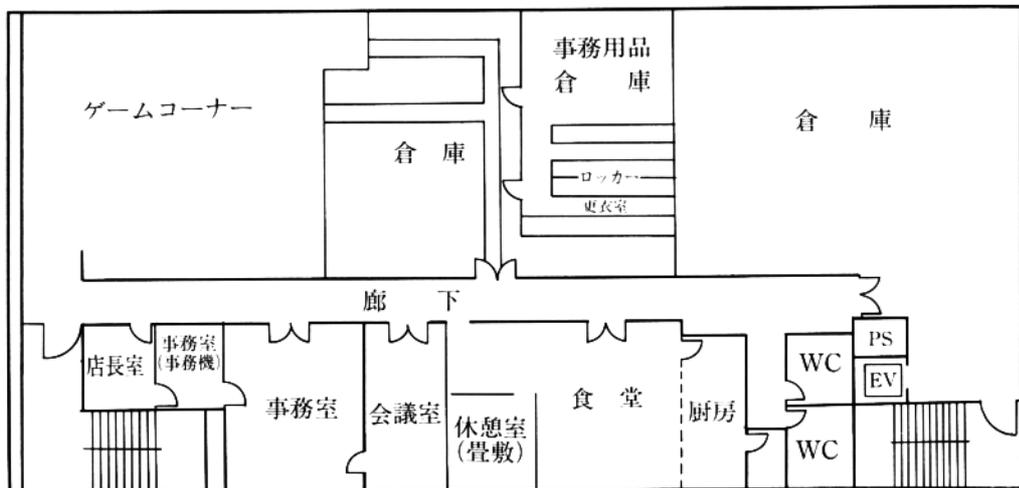




図-3 : 5階食堂平面図

